

## 平成 25 年度 第 1 回総社市子ども・子育て会議【議事概要】

(こども課長)

それでは、定刻となりましたので、平成 25 年度第 1 回総社市子ども・子育て会議を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、今回の委員就任を御承諾いただきまして、また、ご多忙の中、お集まりくださり、ありがとうございます。会長選出までの議事進行をつとめさせていただきます。こども課長の河相祐子と申します。よろしく申し上げます。

初めに「第 1 回総社市子ども・子育て会議」の開会にあたりまして、総社市長 片岡聡一がご挨拶申し上げます。市長 よろしく申し上げます。

【市長あいさつ】

消費税が引き上げされることに伴い、認定こども園法の改正など子ども・子育て関連 3 法が、平成 27 年度から内閣府が軸となってスタートします。

その法律の中で、各地域・基礎自治体において、子ども・子育て会議を開くべきである。そして、皆の意見を聞いて計画を組み立てていくべきであるとしております。本市では、県下でもいち早く、平成 25 年 2 月に市議会全員一致で子ども・子育て会議条例を可決しました。

この制度を 27 年度から施行していくこととなりますが、変えるという言葉は容易いが、実際に変えていこうということは勇気がいることですし、いざ変えるとなると高いハードルがあります。あくまでも子ども本位で立ち向かっていかなければいけません。公立も今まで以上に戦略性を持って進めていかなければいけません。今までどおり、あるがままでいくと、「公立の幼稚園は無くなってしまう。」という気持ちで進めていかなければならない。独自のアイデアで総社市流というものをデザインして進めてほしいと思います。

また、市のホームページでは、毎日何人子どもが生まれたか、出生届の数を掲載しています。合計特殊出生率においては、岡山県下でもここ数年上昇しているのは総社市のみではないかと思えます。更に上昇させるには、教育・保育・子育て支援をいかに充実させて、子ども本位でアイデアを出し合ってやっていくかということが大切な事になっていきます。

是非、みなさんの知恵と勇気をお借りたいと思いますので、宜しく申し上げます。

また、3 月まで内閣府においてこの法律を担当していた総社市の保健福祉部長の下で、この総社市子ども・子育て会議によって、より良い仕組みを策定してもらいたいと思っています。

(こども課長)

ありがとうございます。

なお、委員の皆さまの委嘱状につきましては、時間の都合上、あらかじめ本日の資料と併せて机の上においてございます。ご了承ください。

それでは、この会議について簡単にご説明させていただきます。

昨年 8 月に「幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進すること」を目的に『子ども・子育て支援法』という新しい法律が国会で成立しました。このなかで、『子ども・子育て会議』は、有識者、子育て当事者及び子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与する仕組みとして、市町村でも設置するよう努めることされたもので、本市も資料のとおり平成 25 年 2 月議会で条例案を可決いただき成立したものです。この条例に基づき、本日第 1 回目を開催させていただいております。この会議では、子ども・子育て関連 3 法に基づき、総社市の実情と課題を把握し、課題解決

に向けた事業計画の策定と推進、点検・評価、見直しを行うこととなっております。

次第資料最終頁をご覧ください。本会議のスケジュール（案）でございます。

本会議では、地域のニーズに基づき計画を策定することを趣旨として、事業が施行される平成27年4月までに、今年度・来年度併せて6~7回程度の開催を予定しております。

続きまして、本日は、初回の開催であり、委員の初顔合わせでございます。お手元の資料の初めのページに名簿を載せております。時間の都合上、事務局にて名簿順に紹介させていただきます。

#### 【委員紹介】

続いて事務局職員を紹介させていただきます。

#### 【事務局紹介】

(こども課長)

続きまして、次第の4番「会長・副会長の選出について」に入らせていただきます。

こちらにつきましては、資料の「総社市子ども・子育て会議の運営に関する規則」第2条の規定により、会長及び副会長は、委員の中から互選により定めることとなっております。推薦またはご意見はございますか。

(中島委員)

会長には、次世代育成支援行動計画から、引き続き実施される計画策定であり、市の状況を良く把握されている近藤委員を推薦します。

(こども課長)

ただいま、推薦がございましたが、いかがいたしましょうか。ご承認いただけるようでしたら、拍手をお願いします。

《 拍手 》

この拍手をもちましてご承認いただけたものといたします。ありがとうございました。

(福光委員)

副会長には、総社市の幼児教育に精通しており、会長同様、中立的な立場のとれる林委員を推薦します。

(こども課長)

ただいま、推薦がございましたが、いかがいたしましょうか。ご承認いただけるようでしたら、拍手をお願いします。

《 拍手 》

この拍手をもちましてご承認いただけたものといたします。ありがとうございました。

(こども課長)

なお、市長は公務のため、ここで退席させていただきます。

(こども課長)

それでは、会長、副会長におかれましては、前の席へご移動をお願いします。

ここからは、協議事項に入らせていただきますが、会長に進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

(近藤会長)

岡山県立大学准教授 近藤理恵と申します。

私は、フランスと日本における子どもと家族の政策についての研究をしています。

この間、研究のため何回もフランスを訪れていますが、日本の子どもと家族の政策は、フランスより

30年遅れているように感じています。今回、このような役をさせていただきましたので、総社の子どもと家族のために精一杯頑張らせていただきます。

(近藤会長)

それでは、協議事項に入ります前に、事務局より、専門研究部会設置の提案があります。事務局より説明願います。

(こども課長)

専門研究部会について説明いたします。

総社市子ども・子育て会議の運営に関する規則第4条第1項において、「会議が所掌する事項について、専門的事項に関して調査審議する必要があるときは、専門研究部会を設置することができる。」としてあります。

主に、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供を図るために、認定こども園の調査研究についての部会を設置したいと考えております。事務局案では、幼稚園、保育所、子育て当事者及び学識経験者での構成としております。以上です。

(近藤会長)

事務局からの提案で、専門研究部会の設置とありましたが、いかがいたしましょうか。

(服部委員)

この専門部会は、こういった趣旨のものなののでしょうか。

この全体の会議で進めてみてはいかがでしょう。

(保健福祉部長)

事務局(案)の提案は、特に「認定こども園」の検討にあたっては、幼稚園と保育所の関係者が議論の中心となると考え、その関係者の方に構成員を絞って機動的に開催してはどうかという趣旨で提案した次第でございます。幼稚園や保育所以外の事業についての関係者の方も認定こども園の検討に参加した方がよければ再考いたします。

(服部委員)

この趣旨について了解しました。事務局(案)どおりでよろしいかと思えます。

(近藤会長)

それでは、協議事項(1)「子ども・子育て支援新制度について」事務局より説明願います。

(保健福祉部長)

平成27年度から社会保障と税の一体改革の一環として、これまで介護・医療・年金と主に高齢者に振り分けられていた消費税による財源について、子どもにも振り分けて、市町村の独自性に合ったメニューの組み合わせを考えて新制度を施行していきます。そのためにこの会議が設けられた訳でございます。

【資料に基づき説明】

資料1頁 子ども・子育て関連3法の趣旨と主なポイント

「子ども・子育て関連3法について」(内閣府・文部科学省・厚生労働省)の資料をご参照ください。

3つの法律が基で、

(1) 子ども・子育て支援法

(2) 認定こども園法の改正法

(3) この2法にかかる整備法 以上を合わせて「子ども・子育て関連3法」

3党(自民・公明・民主)合意を踏まえて成立。

【目的】

昨年 8 月にこの子ども・子育て関連 3 法が国会で成立しました。この法律は、「幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進すること」を趣旨・目的としております。

#### 【主なポイント】

次の 3 点が、主なポイントとなります。

- 1 点目 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
- 2 点目 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）  
と小規模保育等への給付（地域型給付）
- 3 点目 地域の子ども・子育ての充実（利用者支援、地域子育て拠点事業など計 13 事業）

資料 2 頁

#### 【しくみ】

- 実施主体は市町村。計画を策定し地域の実情、住民のニーズに応じたメニューの組み合わせを考える。
- 社会全体による費用負担（財源は消費税の引き上げ分）・恒久財源の確保
- 政府の推進体制・・・内閣府に子ども・子育て本部を新たに設置。
- 国及び地方公共団体において子ども・子育て会議の設置

資料 3 頁

#### 【メニューについて】給付と事業の全体像

- 給付・・・施設型給付・地域型保育給付・児童手当 → 個人給付
- 事業・・・市町村の裁量で、ニーズに応じて組み合わせて実施。  
全 13 事業。総社市では、新規のものを除いて既に多くを実施しています。

資料 4 頁

#### 【制度全体のイメージ】

- 潜在的ニーズを把握するために→3 歳以上か未満か。保育を必要とするかどうか。  
→需要の調査・把握
- 市町村子ども・子育て支援事業計画を策定。
- この計画において給付と事業をどう組み合わせるか。  
この計画が、子ども・子育てに関する環境整備を市がどう行っていくかという青写真となる。

資料 5 頁

#### 【子ども・子育て支援法について】

子ども・子育て支援法は、主に給付について（お金に関することについて）定めた法律。

- 施設型給付 認定こども園  
保育所  
幼稚園（応諾義務等に応じられない園は新制度の枠組みに入らないことも可）
- 地域型保育給付 小規模保育（20 人未満の保育所）  
家庭的保育（保育ママ）  
居宅訪問型保育（ベビーシッター）  
事業所内保育（地域のこどもを受け入れる必要アリ）

資料 6 頁

#### 【認定こども園法の改正について】

- 幼保連携型認定こども園のしくみが変わる。  
現行制度では、幼稚園と保育所それぞれの認可が必要で、設置には 2 認可 1 認定が必要。それぞれの法体

系に基づく指導監督。

改正制度では、認可一本化。財政措置も一本化。※設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ  
資料 7 頁

【計画の概要】この会議で検討いただくもの。

(1) 教育保育提供区域の設定。

→需要・供給の問題として市域全体でエリアを設定か、地域毎にエリアを設定するか。

(2) 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み

(3) 実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

→保育を必要とする3歳以上、未満の児童。量の見込みを5カ年計画で推計して、どういう体制を整えなければならないか。また、いつまでに実行していくか。

(4) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

(5) 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容

→13事業についての量の見込みと供給について

(6) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

→認定こども園検討部会が中心となるが、認定こども園を作っていくかどうか。作らない場合でも、幼稚園・保育所の連携については時代の趨勢となっているので、これをどう確保していくかということ。

資料 8 頁

【任意記載事項】

(1) 産後の休業及び育児休業後における幼児期の学校教育、保育等の円滑な利用の確保の内容。

→保育所に入れるために、無理をして0歳児からの入所をしている方もおられるが、そうしなくても保育が確保できるための工夫を検討

(2) 保護を要する子どもの養育環境の整備、障がいのある子どもに対する保護、日常生活上の指導と知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携  
→虐待児や障がい児等について、どのような対応を行っていくかを検討。

(3) ワーク・ライフ・バランスが図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携  
→既に次世代育成計画等にも定められてるが、必要な雇用環境の整備に関する施策はないか。

ニーズ調査によって、子どもの数や、保護者の給付や事業の意向を正確に確認していくこと。

資料 9 頁

これまでに説明した13事業を箇条書きに列記。

資料 10 頁

施行までのスケジュール

27年10月に消費税アップ。そのため27年4月来年6月議会までに、それぞれの基準を条例として提出しなければならない。検討期間は正味あと1年。このスケジュールに沿って検討を進めていきたい。この場だけでなく、随時、子育て環境の整備について総社市としてどのように進めていくべきかという点について御意見をいただきたい。

(近藤会長)

以上事務局からの説明でしたが、ご意見ご質問等がございましたらよろしく申し上げます。3歳以降から小学校入学前までの幼児の教育のあり方について、今回の改革は世界的にみて遅すぎた改革であると思います。

今回の改革は、幼児の教育と保育に関する一体的取り組みであると考えています。

(服部委員)

一つご質問させてください。法改正により、学校教育法と児童福祉法が一本となり、二重行政の解消を図られるのではと思っていたが、以前より解りづらいものになっているようである。

既に保育所において、0歳から教育は実施している。胎内からしている。養護だけでない。保育だけでない。今までも保育所において、養護と教育をしてきている。今更3歳未満の子どもに教育ということはおかしい。保育と教育は一体である。一元化を目指すのであれば、目指す。5歳児を義務教育化するか。二重行政を解消するのであれば、解消していくのではと考えていたのであるが、解りづらい制度となっているのでは。

総社市は、具体的に義務教育前の子どもをどのように市全体で育てていくように考えているのか。認定こども園に対する意見について問われても、子どもの数も昔と比べて決して増えていない。この新たな幼保連携型認定こども園の位置付けを総社市はどのように考えているのでしょうか。

(保健福祉部長)

まず、保育所が教育と養護を行っているということは承知しています。言葉遣いが難しいのですが、「幼児期の学校教育」と「保育」と使いわけております。幼稚園で行われているものは、『学校教育』であり、制度的に保障されてさまざまな条件が付いています。新制度の仕組みが難しくなっているのは、子ども・子育てに関わる関係者が多く、それぞれが子どものためにと真剣に知恵を絞った結果です。幼稚園、保育所、経済会、労働団体、株式会社やNPOなどそれぞれの団体からの意見に、それぞれの合理性があるため、簡単に切り捨てることができません。また、当初は0-2歳しか利用していないものを除きすべての保育所を総合こども園へと移行させることを考えていましたが、法案修正により保育所を残すこととなりました。メニューがたくさんあり、分かりにくいことは反省すべき点もありますが、さまざまなニーズを切り捨ててシンプルにすれば良いものでもありません。ニーズの多様化に応じた結果です。

総社市としては、どういう風な保育・学校教育の環境を目指していくかということについて、まず、ニーズを把握してからでなければ確たることは申し上げられませんが、理念として、親の就労状況など、子どものニーズとは別な都合により幼稚園、保育所いずれかに利用できる施設が限定されることを解消したいということがあります。親の就労等にかかわらず学校教育を提供できればということです。幼保連携型認定こども園が出来れば3歳以上の保育を必要とする児童についても、学校教育を提供するメニューもできることとなります。幼稚園と保育所だけではこうしたニーズに対応しきれません。できれば保育所、幼稚園、新たな認定こども園を組み合わせ多様なニーズに応えていければと考えています。

(服部委員)

総社市の教育委員会は、幼児教育の幼稚園公立18園を今後どのように進めていくよう考えているのでしょうか。総社市の財政・出生関係を踏まえて、幼児教育への使い道について、少人数の子ども幼稚園がずっと続いているが、どういう事なのかお伺いしたい。教育長の意向をこの会議へ来ていただき教えてもらいたい。

(近藤会長)

前回の次世代育成計画策定時においても、保育所と幼稚園に対するアンバランスなニーズについて、解消できなかったため、今回はその点をしっかり検討していきたいと思えます。

(近藤会長)

それでは、協議事項(2)「次世代育成支援行動計画(後期計画)の取り組みについて」事務局より説明願います。

(子育て支援係長)

次世代育成支援行動計画(後期計画)の取組状況についてご説明いたします。

まず、この次世代育成支援行動計画ですが、平成15年7月に、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会を形成するために、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、これに基づき、子育て支援などの施策の方向性や目標を示す「行動計画」として、平成17年度からの5年間を「前期行動計画」、平成22年度からの5年間を「後期行動計画」として実施しているところです。

前期計画は、合併以前の旧総社市、山手村、清音村のそれぞれの計画策定に基づき、『こども課の創設、子育て相談の充実及び地域子育て支援拠点の拡充など、多くの新しい事業を展開して参りました。

後期計画では、『すべての子どもの幸せのために、互いに助け合う「子育て王国そうじゃ」』を基本理念として、

- ① 地域における子育ての支援
- ② 支援が必要な子ども等への支援
- ③ 子どもや母親の健康の確保
- ④ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- ⑤ 子育てを支援する生活環境の整備
- ⑥ 職業生活と家庭生活との両立の支援
- ⑦ 子どもの安全の確保

以上7つの基本目標として、それぞれの実施しているところです。

平成27年度からの子ども子育て支援事業計画については、次世代育成支援行動計画の評価と検証をしながら実施したいと考えております。

特に、新制度における「地域子ども・子育て支援事業13項目」のうちの10項目の事業については、現在も事業を実施しており、これらの事業の現状を踏まえつつ、必要に応じて事業の充実や運用の改善を実施することとしております。

それでは、資料をごらんください。

さきほど説明いたしました次世代育成支援行動計画の基本目標ごとに、事業の実施内容、平成24年度の進捗状況、決算及び25年度実施予定を明記しております。時間の都合上、重点事業および目標指標を中心にはしおって説明いたします。

＊＊(説明)『地域子ども・子育て支援支援(13事業)』に含まれる項目を中心に資料説明。＊＊

(近藤会長)

以上、多岐にわたっての説明でしたが何かご意見はありませんか。

この前、児童が刺される事件がありましたが、こういった対策を施していますか。

(学校教育課長)

事件が発生して以降、具体的な対策は未だ実施しておりませんが、安全への配慮など各学校への通知により周知を図っております。先日、警察と学校との連絡協議会において、防犯カメラ等の議題も出てきており、総社市において充分かどうかとは言えませんが、その点も踏まえて、警察等と話を進めていきたいと考えております。

(山本委員)

各項目における目標指標について、26年度に目標があるものについて掲げているのでしょうか。

(こども課長)

数値目標があるものについて、ここの項目に掲げております。22年度にこの計画を策定した時に目標を定めていた時の項目が、こちらの項目となります。その他の事業については、事業の流れを確認していくこととしています。

(山本委員)

現時点で変更になったことは書かれていないということですか。小児医療費の適正化については、現在検討されている内容ですが、目標をローリングして見直しているのでしょうか。

(こども課長)

後期計画を策定している当時の内容を示している状況で、目標をローリングして見直している状況ではありません。目標が22年度に掲げた目標となっており、かなり変わってきている状況でもあります。目標数値を変更しておりません。

(山本委員)

現在、医療費適正化を進めている状況で、この目標指標を提出されると、医師会としても何をしているのかということにもなりますので、現状と改正点も踏まえて説明いただければと思います。

(保健福祉部長)

この次世代法に基づく計画のフォローアップが、これから策定される計画の土台となります。特に13事業に含む事業について、出来ているものや出来ていないものがあります。これをどうするかというのが1つのポイントです。

例えば、「子育て支援総合コーディネーター事業」について、これが新たな13事業の「利用者支援」に当たると思いますが、24年度は配置できませんでした。25年度は配置を検討しますと記載しておりますが、まさに検討しなければいけない事業となっております。

「総合的な子育て支援センター設置事業」について、24年度は検討できませんでした、とあります。これも、子ども・子育て支援新制度の枠組みの中で設置の是非を検討しなければならないように思います。

「総合施設に関する研究」について、幼保連携型認定こども園の検討ですが、これから部会を置いて検討していくことになるということは先にご案内のとおりです。

これから正確なニーズを測りますけれども、総社市が置かれている立ち位置として、次世代法の評価時点ではありますけれども、どういう状況にあるかということがご理解いただけるかなと思います。出来ているもの、出来ていないもの、追加すべきもの、というような点を見ていただいて、この場だけでは意見を言い切れないことか思いますので、また、ご意見いただければと思います。

(近藤会長)

さきほど部長から説明がありましたが、「出来ていないけれども、本当はやらなければいけないこと。」がまだ残っていると思いますので、今後進めていきたいと思います。

私からの質問ですが、以前、子育て相談のワンストップ化について、ワンフロア化を進めたいと聞いておりましたが、どうなっておりますでしょうか。

また、親が相談に来た時の空間が足りないのではないのでは。家庭児童相談室の空間はどうでしょうか。

(こども課長)

さきほどの部長の説明にもありましたように、新制度により国からの給付も一本化されて、こども課でその給付を受け取るのか、教育委員会で受け取るのかという問題もできます。こども課としても、窓口の一本化について機構改革を目指して検討していく必要がありますが、ワンフロア化については、

物理的な問題もありますので難しいように思われます。

また、支援が必要な親子の方に対して、現在相談室というスペースはありませんが、日中に空いている当直室を相談室として活用させていただいております。

(服部委員)

次回の会議には是非、教育次長に出席していただきたい。

(近藤会長)

時間に限りがあるため、この場では、お気づきにならないこともあるかと存じます。総社市次世代育成支援行動計画（後期計画）についてのご意見について、お伺いするシートを付けさせていただいております。ご意見等につきましては、こちらにご記入のうえ、来週末7月19日までにこども課まで、ご返送ください。

(近藤会長)

つづきまして、協議事項(3)「ニーズ調査の実施方法について」、事務局より説明願います。

(こども課長)

かなり時間がきておりますので、簡単に説明させていただきます。

お手元に総社市子ども子育て支援に関するニーズ調査資料ですが、ございますでしょうか。

これは7月5日の国の子ども・子育て会議に提出されたものを踏まえて作成したものでございます。今回、市のニーズ調査の方も

基本的には国のニーズ調査の様式を使って、これに則って調査を進めていこうと考えております。

市内の就学前のお子様を持つ2,000世帯の方に無作為抽出でさせていただき、来月初旬に調査票をお送りさせていただき、8月23日を目途に市へ回収させていただこうと考えております。

中身を見ていただければ、すべて国の調査項目のとおりとなっております。国では、もう一度会議の予定があり、そこで正案が出てくるものと思いますので、事務局にご一任いただき、この案をもってニーズ調査をさせていただきたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

また、これに併せて総社市では小児医療費の適正化について検討を進めておりますので、調査させていただこうかと考えております。そして、アンケート調査の項目に入れてほしいといった項目がありましたら、可能な限りで取り入れたいと思いますので、7月19日(金)までに事務局まで送付いただきますよう宜しくお願いします。

(服部委員)

参考までに、就学前児童数を教えてください。

(こども課長)

全体で3757人 幼稚園が993人、保育所が1430人、その他1334人となります。

(近藤会長)

それでは、協議事項(4)その他 といたしまして、その他といたしまして、何かありましたらご意見をお願いします。

(石原和委員)

商工会議所の石原と申します。この会議の趣旨に沿うかどうかわかりませんが、商工会議所の会員事務所として相談を受けるのですが、その中で特に食品会社がたくさん進出してきており、食品会社の募集の多くは女性のパートですが、なかなか集まらないという状態です。有効求人は約3倍位となっている。食品会社の事業所も大変困っている。その中で、事業所からの意見として、短時間でも預けて働きたいという要望も出てきている。数時間でも預けて働きたいというと、今度は逆に預ける所がない。と

いうことを聞いている。託児所という話もでていますが、企業が単独で行うというのは負担が大きい。では、共同でできないかということも聞いている。今後、女性の短時間パートなど、企業も求めるし、家庭の中でも望んでいる方が増えてくるのでは。そういう方への支援策などを検討していただけないでしょうか。

(保健福祉部長)

まだ、国の方で検討しているところですが、こういったニーズがありますので、給付については短時間・長時間2つを設けて、短時間はパートタイマーで働く方を想定して給付を受けられるようにと議論されてきました。

一方で、短時間があまりに短い時間に設定されてしまうと保育所の経営が成り立たないという議論もされていますので、今後短時間とは何時間をさすのかなど、どのようになるのかはまだ解りません。また、毎日保育が必要ということではない場合に、「一時預かり」の利用が考えられます。13事業にありますので、ニーズも踏まえて一時預かり事業の拡充も考えられようかと思えます。また、地域型保育事業の中に事業所内保育もあります。共同で設置し、どの事業所の職員でも使えるという形であれば、市町村の認可の対象になるのではないかと思います。地域型保育事業の基準・運営形態がまだ明らかではありませんが、ニーズを踏まえたうえで、運営形態を考えていければよいと考えています。

(石原和委員)

この会議で情報は提供いただけるのでしょうか。

(保健福祉部長)

できるだけ会議でお示ししたいと思いますが、時間の都合上、全てということではできませんので、国のHPで動画から資料まで全て載っているものを、ご案内させていただきます。

(松森委員)

幼稚園代表として出席させていただきました。

一時預かりということで、幼稚園における預かり保育を5園で実施しております。今は16時までという限られた時間ですが、27年度の制度改革に併せて、この時間の延長も含めた検討もしているところで。短時間労働の方もご利用していただければと思います。

それから、療育相談事業について、発達障がい児についても増えてきているが、幼稚園だけで判断が難しい場合、母子相談そして総合検診を受けて、子どもの状況に応じて必要な支援をしていくシステムに子どもの就学についていろいろと相談させていただいております。それを踏まえて保護者とも話をすることができております。ありがとうございました。

(近藤会長)

多様なニーズに対応できるような計画を策定できたらと考えております。

何もないようでしたら事務局からお願いします。

(子育て支援係長)

なお、本日の資料として、「次世代計画書とニーズ調査の意見書及び調査項目追加用紙」を付けております。つきましては、返信用の封筒にて来週末、7月19日(金)までにご返送いただきますようお願いいたします。また、次回開催は10月頃となりますので、日程調整のうえ会長・副会長の都合などを鑑みながら決定のうえ開催したいと考えております。よろしく申し上げます。事務局からは以上です。

(保健福祉部長)

様式を問いませんので、ご意見があれば封筒に入れていただきご返送ください。

(近藤会長)

最後に、閉会にあたりまして、林副会長よりごあいさつお願いいたします。

(林 副会長)

みなさんご苦労様です。幼稚園・保育所について従来の形からニーズに合うのかという時にもう少し別の形もあってよいのではということで認定こども園が協議されております。

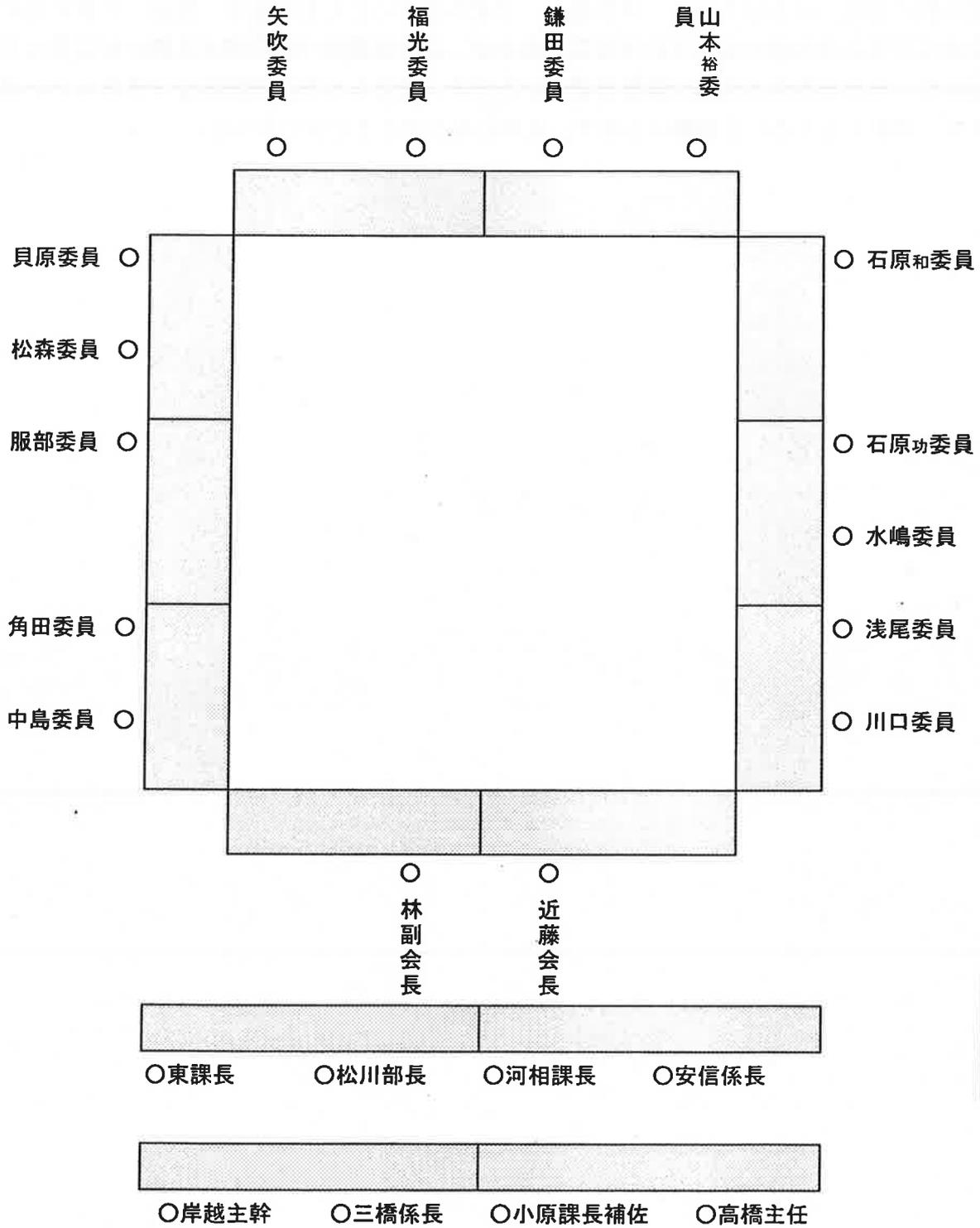
まだまだ掘り起こせば、いろいろなニーズがあり、子どもを中心として保護者、施設、行政いろいろなところでうまくどういう方向へもっていけば良いのかが、この会議の一番の押さえ処かなと思っております。みなさん、それぞれのお立場の意見を提供いただき、総社ならではの計画ができたらいいなと思っております。今後ともよろしく願います。本日はありがとうございました。

平成25年7月9日開催 第1回総社市子ども・子育て会議 出席者配置図

出入口

・傍聴席

・報道席



出入口

□欠席委員・・・ 山本章委員 古屋委員, 佐野委員, 山下委員, 吉澤委員